

議案第 8 号

桐生市新堀地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市新堀地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市新堀地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

桐生市新堀地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 7 年 桐生市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第 5 条の見出しを「建築物の容積率の最高限度」に改める。

第 6 条の見出しを「建築物の建蔽率の最高限度」に改める。

第 8 条の見出しを「建築物の壁面の位置の制限」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 議 案 説 明

議案第 8 号 桐生市新堀地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

新堀地区地区計画の変更に伴い、法律を引用する条項について、所要の改正を行おうとするものです。